

令和7年度 第73回 気仙沼みなとまつり出店申込要領

気仙沼みなとまつり委員会

1 出店条件等

(1) 出店日時

令和7年8月2日(土) 午後4時30分から午後8時まで

令和7年8月3日(日) 午前11時から午後8時30分まで

※雨天等のため花火大会が月曜日に順延になった場合は、月曜日の出店はありません。

(2) 出店小間数

30小間程度

※申込多数の場合は出店者抽選会(6月19日(木))にて抽選の上決定いたします。

(3) 出店場所

気仙沼市港町内の指定場所(別紙のとおり)

※原則一出店団体(個人)あたり1小間となります。

※出店位置は出店者説明会(7月15日(火))にて抽選の上決定いたします。

(4) 1小間の広さ

＜間 口＞約2.5m

＜奥行き＞約3m(場所により奥行きに多少の違いがあります。)

(5) 出店料 土曜日:8,000円 日曜日:10,000円

出店料は、出店者説明会(7月15日(火))の会場で徴収します。

まつり委員会の都合により出店できなくなった場合は出店料をお返ししますが、出店者の都合や雨天や天災等のため出店できなくなった場合はお返ししません。

(6) 車両の駐車

①一つの出店につき1台の駐車を許可します。駐車許可が必要な場合は申込書に記入してください。

各出店者に1枚駐車許可証を交付します。出店者駐車場以外への駐車はできません。

②駐車場所周辺は交通規制がかかりますので、必ず交通規制前に駐車してください。

③駐車許可車両であっても、交通規制時間中の車の移動は出来ません。

※交通規制時間 土曜日:午後4時00分から午後9時まで(予定)

日曜日:午前10時30分から午後9時30分まで(予定)

(7) 出店準備、撤収について

準備:交通規制開始前に必ず出店者駐車場に駐車し、駐車場から搬入してください。出店場所への車両の乗り入れは原則禁止とします。ただし、土曜日は午後2時30分から午後3時30分まで、日曜日は午前9時30分から午前10時30分までの間に限り、出店場所への車両の乗り入れを認めます。出店場所の車両の入口、出口は指定します。

撤収:両日ともに、まつり終了後速やかに撤収してください。出店場所への車両の乗り入れは交通規制解除後に可能となります。車両の乗り入れの前に荷物を整理し、速やかに積み込み運搬してください。出店場所の車両の入口、出口は指定します。

※出店終了後にテントや物品等を片付けないことにより発生した事故等については、実行委員会は一切責任を持ちません。

※荷物の搬出入、運搬については、歩行者に十分注意の上行ってください。

※交通規制には必ず従ってください。その他、現場警察官及び警備員等の指示にも従ってください。

(8) その他の条件

①出店責任者は市内に住所を有する者であること。

※申込者が少数の場合は、市外に住所を有する者からの受付を別途検討する。

②出店責任者は実際に出店する者であり、出店当日に出店場所に責任者として常駐している者であること。(出店する事業者、団体の代表者ではなく、当日の責任者となる者を記載してください)

③出店責任者が申込日現在で満20歳以上であること。

④出店責任者及び従事者が暴力団関係者でないこと。

⑤従事者は従事者名簿に記載のある者のみであること。

※従事者名簿により暴力団関係者でないことを事前に警察で確認を行います。まつり当日は、記載のない者は従事できません。従事する予定のある者をすべて記入すること。

⑥食品や酒類を販売する場合は、事前に保健所や税務署の許可等を得ること。

※仮設店舗で提供出来る食品には制限があります。出店申込前に必ず気仙沼保健所にご相談下さい。

⑦出店に必要なテント、テーブル等の備品、水などは出店者が準備すること。

⑧出店に必要な発電機、照明等は出店者が準備すること。

⑨出店において対象火気器具を使用する場合は、出店申込書に使用する火気器具を記入し、当日は業務用消火器を必ず準備すること。

※「露店等の開設届書」はまつり委員会よりまとめて提出します。個人での提出は不要です。

⑩各ブースで生じる行列等の整理は、原則として出店者が対応すること。

⑪出店に係るゴミはすべて持ち帰ること。ゴミや油脂類の付着などは多大な損害につながるので、床面を汚さないよう万全な防止策をとってください。万が一汚した場合は、出店者側が責任を持って清掃をしていただきます。

⑫この出店申込要領に定めるもののほか、主催者・警察・消防等関係者の指示に従うこと。

2 提出書類

(1) 申込書等

①気仙沼みなとまつり出店申込書

②従事者名簿

③出店を希望するに当たっての暴力団追放等への誓約書

(2) 添付資料

①出店責任者及び従事者全員の本人確認資料(運転免許証、マイナンバーカードなど写真付き証明書のコピー。ただし、未成年者は除く。)

②飲食物の販売を予定している場合は、保健所許可(仮設(臨時)営業許可証)のコピーが必要です。

※保健所の許可については、それぞれで申請いただくか、7月15日(火)の出店者説明会において、保健所担当者より申請書、検便容器を渡しますので、保健所が指定する期日まで保健所へ申請してください。

3 申込方法

- ①申込締切日：令和7年6月13日（金）
- ②申込受付場所：気仙沼市産業部産業戦略課
- ③申込受付者：第73回気仙沼みなとまつり委員会 総務部会（気仙沼市産業部産業戦略課）

4 出店の許可

（1）出店の決定

提出された申込書類を審査のうえ出店を決定しますが、申込多数の場合は出店者抽選会（6月19日（木））を行います。抽選会を実施する場合は、6月16日（月）までに出店責任者へ電話連絡いたします。（抽選会を実施しない場合は連絡はしません。）

※抽選会に参加できない出店者については、まつり委員会にて抽選を行います。

※当選された場合でも、暴力団関係者でないことの確認結果により最終決定となります。

※最終決定は7月4日（金）までに通知いたします。

※出店者は出店者説明会（7月15日（火）午後6時 気仙沼市役所本庁舎3階 会議室）に必ずご参加ください。

（2）出店許可証等の交付

7月15日（火）に開催する出店者説明会において、出店許可証、駐車許可証を交付します。併せて出店料を徴収します。

5 個人情報の取扱い

申込書類に記載された個人情報については、主催者が出店管理のため使用するほか、暴力団関係者でないことを確認するため警察署に提出します。

また、飲食物を販売される場合は、出店申込書の情報を気仙沼保健所へ提供いたします。保健所より直接連絡がいく場合がありますのでご了承ください。

6 その他注意事項

- （1）37.5度以上の発熱や、咳など風邪の症状がある場合の参加はご遠慮ください。
- （2）出店申込は、実際に出店される方の名称（氏名）と住所でお願いします。いわゆる“名義貸し”の場合は申込を受付けません。
- （3）暴力団関係者による申込は受付けしません。また、申込受付後でも暴力団関係者と判明した場合は、受付を取り消します。
- （4）まつりの中止が決定した場合は速やかに出店者あてに周知します。なお、中止となった場合、出店準備にかかった経費は補償しません。
- （5）申込内容に虚偽があることが判明した場合や、この要領に違反した場合、出店中に主催者の指示に従わない等出店にふさわしくないと主催者が判断した場合は、出店者ならびに当日関係者全て即時退店となるほか、来年度の申込等をお断りし、以降の出店についても検討させていただきます。（店名が違っても実質の出店者が同一の場合は同様の扱いとします。）

7 問合せ先

第7 3回気仙沼みなとまつり委員会 総務部会

電話0 2 2 6-2 2-3 4 3 2（気仙沼市産業部産業戦略課）